

在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱い（有効期間の再延長）について

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的感染拡大の影響に鑑み、法務省出入国在留管理庁は、在留資格認定証明書の有効期間に係る新たな取扱いを決定しました。

1 対象となる在留資格

在留資格認定証明書の対象となるすべての在留資格

2 対象地域

すべての国及び地域

3 対象となる在留資格認定証明書

2020 年 1 月 1 日以降に作成されたもの

4 有効とみなす期間

(1) 作成日が 2020 年 1 月 1 日～2022 年 4 月 30 日
→2022 年 10 月 31 日まで

(2) 作成日が 2022 年 5 月 1 日～2022 年 7 月 31 日
→作成日から「6 か月間」有効

5 有効とみなす条件

在外公館での査証申請時、受入れ機関等が「引き続き、在留資格認定証明書交付申請時の活動内容どおりの受入れが可能である」ことを記載した文書（申立書）を提出する場合

（注）査証申請より 3 か月経過した場合においても、上記申立書の提出が必要

6 本件措置に関する法務省出入国在留管理庁ホームページのリンク先は以下のとおりです

https://www.moj.go.jp/isa/nyuukokukanri01_00155_1.html